

○熊本市債権管理条例（抜すい）

（債権の放棄）

第 14 条 市長等は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等の全部又は一部を放棄することができる。

- (1) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 253 条第 1 項、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 204 条第 1 項その他の法令の規定により債務者が当該非強制徴収債権につきその責任を免れたとき。
 - (2) 略
 - (3) 略
 - (4) 略
 - (5) 当該非強制徴収債権(消滅時効について時効の援用を要しない非強制徴収債権を除く。)について消滅時効が完成したとき(債務者が時効の援用をしないと認められる特別の理由があるときを除く。)。
- 2 市長は、前項の規定により非強制徴収債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。